

番号：141113

国名：インドネシア

担当：産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

案件名：市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月下旬から2015年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 0.93M/M、合計 1.73M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間1	現地派遣期間1	国内準備期間2	現地派遣期間2	帰国後整理期間
7日	14日	4日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 17点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシア国においては、国軍（陸・海・空・警察）が過去 30 年余りにわたって治安維持の責任を担ってきたが、2000 年 8 月の国民協議会の決定により国家警察は国軍から正式に分離独立し、国内治安の責任を委ねられる大統領の直轄機関として再編された。警察改革はスハルト政権以降の一連の改革の中でも、国家の民主化を示す上で極めて重要な位置を占めるものであり、分離独立後の国家警察にとって、国内治安を維持するとともに国内で多発する一般犯罪に対応して市民の安全を確保し、市民に信頼される市民警察としてのサービスを提供することが大きな課題となっている。

インドネシア政府からの協力要請を受けて、JICA はブカシ警察署を拠点とした「市民警察活動促進プロジェクト」を 2002～2007 年（フェーズ 1）及び 2007～2012 年（フェーズ 2）の二期にわたり実施してきた。同プロジェクトでは、組織運営、交番活動、現場鑑識等の分野での人材育成を行うとともに、インドネシア型交番（BKPM）を拠点とする市民や地域社会に密着した警察活動の導入を通じて、ブカシ警察署を市民警察活動のモデルとするための取り組みを行ってきた。

我が国や他ドナーによる市民警察化への協力を踏まえて、インドネシア国家警察は 2005 年、「インドネシア国家警察の責務遂行における POLMAS モデルの運用に関する政策及び戦略」（長官通達第 7 号）を発出し、住民や地域社会との協働によるインドネシア版市民警察活動「POLMAS」推進を掲げている。しかしながら、現場レベルでは、理念と実践の乖離、実際の制度・運用面の格差などの問題が指摘されており、地域社会・市民への POLMAS に関する政策の周知並びに国家警察職員の市民警察活動にかかる知識・意識の向上が課題となっている。

本プロジェクトは、これらインドネシア国家警察による POLMAS 政策の推進を、①POLMAS 活動の全国制度化、②教育訓練を通じた人材育成、③現場活動（鑑識や交番活動を含む）にかかる先行モデルであるブカシ警察署の機能強化を通じての POLMAS 好事例の提示（国家警察本部へのフィードバック）、という 3 側面から支援することを目指すものである。

本プロジェクトは、2012 年 10 月から 2017 年 9 月までの予定で実施中である。過去 10 年にわたるジャカルタ近郊ブカシにおける市民警察分野の協力成果を基盤として、インドネシア国家警察長官により指定されたパイロット 10 州 17 警察署を主な対象とし、POLMAS を普及・展開するための活動を実施してきている。現在、本プロジェクトでは、長期専門家 5 名（プロジェクトリーダー/人材練成、プロジェクトサブリーダー/組織運営・現場人材練成、総合現場警察活動、総合鑑識技能練成、業務調整/研修）を派遣中である。また、本プロジェクトを含むインドネシア国家警察改革支援プログラムを取り纏める長期専門家 1 名（インドネシア国家警察長官アドバイザー/インドネシア国家警察改革支援プログラムマネジャー）も派遣中である。

今回実施する中間レビュー調査は、5 年間のプロジェクト期間の折り返し地点を迎え、プロジェクト活動の実績、実施プロセス、成果及び目標の達成見込みを確認するとともに、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からレビューを行う。また、その結果を踏まえ、今後のプロジェクト活動に対する提言や活動方針等を検討し、プロジェクト関係者間で合意することを目的とする。

なお、本中間レビュー調査は、プロジェクト専門家の交代時期を考慮し、現地派遣期間を 2 回に分けて実施する。第一次現地調査では、プロジェクト関係者へのヒアリングやサイト視察等を通じて情報やデータの収集・整理・分析を行うことが中心となる。同調査は、本業務従事者のみで実施する。また、第二次現地調査は、第一次現地調査の結果を踏まえ、レビュー結果や今後のプロジェクト活動に対する方針等についてインドネシア側との協議を行うことが中心となる。同調査は、当機構の調査団員を含む全団員で実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 1（2015 年 2 月上旬～2 月中旬）

①インドネシアにおける市民警察分野の協力に関する既存の文献、報告書等（事前評価調査報

告書、中間評価報告書、終了時評価報告書、事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他インドネシア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ④調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間 1（2015 年 2 月中旬～2 月下旬）

- ①JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③インドネシア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備 1 並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、中間レビュー第一次現地調査結果報告書（和文）を作成する。
- ⑥現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告を行う。

（3）国内準備期間 2（2015 年 3 月上旬～4 月上旬）

- ①帰国報告会に出席する。
- ②国内準備 1 並びに現地派遣 1 で得られた結果をもとに、他の調査団員等とともに評価 5 項目の観点から予備的中間レビューを行い、予備的中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ③対処方針会議等に参加する。

（4）現地派遣期間 2（2015 年 4 月中旬～4 月下旬）

- ①JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②国内準備 2 で取りまとめた予備的中間レビュー報告書（案）（英文）をもとに、他の調査団員及びインドネシア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ③調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ④中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑤協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑥現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

（5）帰国後整理期間（2015 年 4 月下旬～5 月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成する。
- ③帰国報告会に出席する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（4）のすべてとする。

- （1）中間レビュー第一次現地調査結果報告書（和文）

- (2) 中間レビュー報告書（英文）
- (3) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- (4) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（4）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年2月15日～2015年2月28日、及び4月12日～4月25日を予定しています。

2月の第一次現地調査は、本業務従事者のみで実施します。また、4月の第二次現地調査は、当機構の調査団員を含む全団員が同日日程で実施します。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 評価企画（JICA）

ウ) 警察行政（警察庁）

エ) 評価分析（コンサルタント）

また、本中間レビュー調査実施時に派遣中の専門家は以下のとおりです。

ア) インドネシア国家警察長官アドバイザー/インドネシア国家警察改革支援プログラムマネジャー

イ) プロジェクトリーダー/人材練成

ウ) プロジェクトサブリーダー/組織運営・現場人材練成

エ) 総合現場警察活動

オ) 総合鑑識技能練成

カ) 業務調整/研修

③便宜供与内容

当機構インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

日本語⇄インドネシア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム（TEL:03-5226-6931）にて配布します。

・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・インドネシア国 市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2中間レビュー報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2事前評価調査報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクト終了時評価調査報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクト中間評価調査報告書
- ・インドネシア国 市民警察活動促進プロジェクト実施協議調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上